

広島県 EV バス導入実証補助金交付要綱

(総則)

第1条 広島県 EV バス導入実証事業（以下「本事業」という。）における補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 広島県は、「広島県地域公共交通ビジョン」の骨子で定めた施策の方向性に基づき、県内の交通GX（グリーントランスフォーメーション）に先行して取り組むため、EVバスの導入実証を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「EVバス」とは、電気自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車をいう。）であって旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。
- 二 「EVバス用充電設備」とは、一般用電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項に規定する電気工作物をいう。）であって専らEVバスに充電するための設備をいう。
- 三 「旅客自動車運送事業」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）をいう。
- 四 「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、一般乗合旅客自動車運送事業を営む者をいう。

(補助金交付の対象者)

第4条 補助事業の内容、本事業の申請を行う者（以下「補助対象事業者」という。）の要件並びに補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助金の上限額は別表に定めるとおりとする。

- 2 本補助金の交付対象となるバス（以下「補助対象バス」という。）、EVバス用充電設備等は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
 - 一 第7条の規定による交付決定の日から原則令和6年2月29日までの間に、EVバスの新車新規登録をしたものであること及びEVバス用充電設備等が導入されたものであること。
 - 二 道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証において、使用の本拠の位置が広島県内にあること。
 - 三 補助対象バスが運行する主たる路線は広島県内であること。

(交付の申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第1-1号）
- (2) 事業計画書（様式第1-2号（EVバス車両）、第1-3号（EVバス用充電設備））
- (3) 収支予算書（様式第1-4号）
- (4) 補助対象経費に係る見積書（写）等の算出根拠
- (5) その他付属資料

（交付申請の受理）

第6条 知事は、前条の規定による申請を先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、予算超過日において複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理する順番を決定するものとする。また、本補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超える申請については、当該申請者と協議を行って受理することとする。

（交付の決定）

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定通知書は、別記様式第2号のとおりとする。

（交付の条件）

第8条 知事は、前条第1項の規定による本補助金の交付決定にあたっては、本事業の目的を達成するため、本補助金の交付決定を受ける補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、次の各号に掲げる要件を付すものとする。

- 一 補助事業者は、本事業により導入したバスがEVバスであることの周知広報を図る取組について、車体ラッピングといった装飾等により工夫を凝らして効果的に実施すること。
 - 二 補助事業者は、本事業により導入したバスの運行実績について、県内の他事業者がEVバスを導入する際の参考となるよう、別途県が指定する事業者と連携し、効果的に情報を共有すること。
 - 三 補助事業者は、本事業により導入したバスについて、災害等による停電時に電力供給できる設備（100Vコンセント等）を設けること。
 - 四 補助事業者は、本事業により導入したバスの車内に、誰もが無料でインターネットに接続できるよう、Wi-Fi環境を整備すること。
 - 五 補助事業者は、本事業により導入したバスの運行については、当該バスを導入した日から起算して5年間、第4条第2項第3号に掲げる要件を満たすこと。
 - 六 補助事業者は、本事業により導入したバスについて、当該バスを導入した日の属する年度の終了後5年間、様式第3号による利用実績報告書を各年度の終了後30日以内に知事に提出すること。
- 2 補助事業に要する経費の配分の変更（ただし、交付決定額の変更を伴わない20%以内の変更は除く。）又は補助事業の内容の変更（ただし、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更は除く。）をしようとするときは、あらかじめ、様式第4号による計画変更承認申請書1部を知事に提出し、その承認を受けること。

(指令前着手)

第9条 第5条の規定により補助金交付申請した補助対象事業者は、やむを得ない事由により、第7条の規定による通知を受ける前に補助金に係る事業に着手する場合は、様式第5号による事前着手届出書を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、第7条の通知を受領した日から起算して14日以内とする。

(状況報告)

第11条 知事は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、規則第10条の規定による補助事業の遂行の状況に関する報告を求めることができる。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第6号のとおりとし、事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は令和6年3月10日のいずれか早い日までに、次の関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第6-1号(EVバス車両)、第6-2号(EVバス用充電設備))
- (2) 収支決算書(様式第6-3号)
- (3) 導入状況が分かる書類(写真、車検証等)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 規則第13条の規定による補助金の額の確定通知書の様式は、様式第7号のとおりとする。

(補助金の交付)

第14条 補助事業者は、前条の通知を受領したときは、様式第8号により、補助金の交付を請求するものとする。

(交付の特例)

第15条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 規則第16条第2項の規定による補助金概算払請求書の様式は、様式第9号のとおりとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 知事は、補助事業の中止又は廃止の申請があったとき及び次に掲げるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこの要綱の規定に基づく知事の処分若しくは指示に違反し

たとき

- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) 補助事業者が、補助対象事業の実施に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

(帳簿等の保存期間)

第 17 条 規則第 21 条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して 5 年を経過した日の属する県の会計年度の末日とする。

(財産の処分の制限)

第 18 条 補助金により取得し、又は効用の増加した機械、器具、備品その他の財産（以下「取得財産等」という。）については、その台帳を設け、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 規則第 22 条の規定により処分を制限する取得財産等は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加額が 50 万円以上のものとする。

3 規則第 22 条ただし書きの規定による財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間とし、同省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間とする。

(雑則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 4 日から施行する。

別表

	EV バスの導入	EV バス用充電設備の導入
事業内容	EV バスの導入	EV バス用充電設備等の導入（EV バスを導入しない場合は除く。）
補助対象事業者要件	広島県内に営業所・事業所を有する一般乗合旅客自動車運送事業者	
補助対象経費 ^(注)	車両本体価格 ※消費税及び地方消費税を除く。	<p>1 EV バス用充電設備の導入費用</p> <p>(1) 急速充電設備及び普通充電設備の導入費用(本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池、工事費を含む。)</p> <p>(2) 非接触式充電設備の導入費用</p> <p>2 電気自動車用外部給電設備の導入費用(本体及び機器を構成するため必要となる付属品を含む。)</p> <p>※いずれも消費税及び地方消費税を除く。</p>
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額を上限とする。	
補助率	2/3	

(注) 国からの補助金を充当する場合は、当該補助金を控除した額を補助対象経費とする。